

消費税法基本通達新旧対照表

(注) アンダーラインを付した箇所が改正部分である。

改 正 後	改 正 前
<p>(第三種事業及び第五種事業の範囲)</p> <p>13-2-4 令第57条第5項第3号《事業の種類》の規定により第三種事業に該当することとされている農業、林業、漁業、鉱業、建設業、製造業(製造小売業(自己の製造した商品を直接消費者に販売する事業をいう。以下13-2-6において同じ。))を含む。)、電気業、ガス業、熱供給業及び水道業(以下「製造業等」という。))並びに同項第4号の規定により第五種事業に該当することとされている不動産業、運輸通信業及びサービス業(以下「サービス業等」という。))の範囲は、おおむね日本標準産業分類(総務省)の大分類に掲げる分類を基礎として判定する。</p> <p><u>この場合において、サービス業等とは、日本標準産業分類の大分類に掲げる不動産業、情報通信業、運輸業、飲食店・宿泊業(飲食店に該当するものを除く。)、医療・福祉、教育・学習支援業、複合サービス事業及びサービス業(他に分類されないもの)をいうものとする。</u></p> <p>なお、日本標準産業分類の大分類の区分では製造業等又はサービス業等に該当することとなる事業であっても、他の者から購入した商品とその性質及び形状を変更しないで販売する事業は、第一種事業又は第二種事業に該当するのであるから留意する。</p> <p>また、製造業等に該当する事業であっても、加工賃その他これに類する料金を対価とする役務の提供を行う事業は、第四種事業に該当するのであるから留意する。</p> <p>(注) 例えば、建売住宅を販売する建売業のうち、自ら建築施工しないものは、日本標準産業分類では不動産業に該当するが、他の者が建築した住宅を購入してそのまま販売するものであるから、第一種事業又は第二種事業に該当し、また、自ら建築した住宅を販売するものは、第三種事業の建設業に該当することとなる。</p> <p>(製造業等に含まれる範囲)</p> <p>13-2-5 次の事業は、第三種事業に該当するものとして取り扱う。</p> <p>(1)～(3) 省略</p> <p>(4) 新聞、書籍等の発行、出版を行う事業</p>	<p>(第三種事業及び第五種事業の範囲)</p> <p>13-2-4 令第57条第5項第3号《事業の種類》の規定により第三種事業に該当することとされている農業、林業、漁業、鉱業、建設業、製造業(製造小売業(自己の製造した商品を直接消費者に販売する事業をいう。以下13-2-6において同じ。))を含む。)、電気業、ガス業、熱供給業及び水道業(以下「製造業等」という。))並びに同項第4号の規定により第五種事業に該当することとされている不動産業、運輸通信業及びサービス業(以下「サービス業等」という。))の範囲は、おおむね日本標準産業分類(総務庁)の大分類に掲げる分類を基礎として判定する。</p> <p>なお、日本標準産業分類の大分類の区分では製造業等又はサービス業等に該当することとなる事業であっても、他の者から購入した商品とその性質及び形状を変更しないで販売する事業は、第一種事業又は第二種事業に該当するのであるから留意する。</p> <p>また、製造業等に該当する事業であっても、加工賃その他これに類する料金を対価とする役務の提供を行う事業は、第四種事業に該当するのであるから留意する。</p> <p>(注) 例えば、建売住宅を販売する建売業のうち、自ら建築施工しないものは、日本標準産業分類では不動産業に該当するが、他の者が建築した住宅を購入してそのまま販売するものであるから、第一種事業又は第二種事業に該当し、また、自ら建築した住宅を販売するものは、第三種事業の建設業に該当することとなる。</p> <p>(製造業に含まれる範囲)</p> <p>13-2-5 同左</p> <p>(1)～(3) 同左</p>